

山本委員提出資料

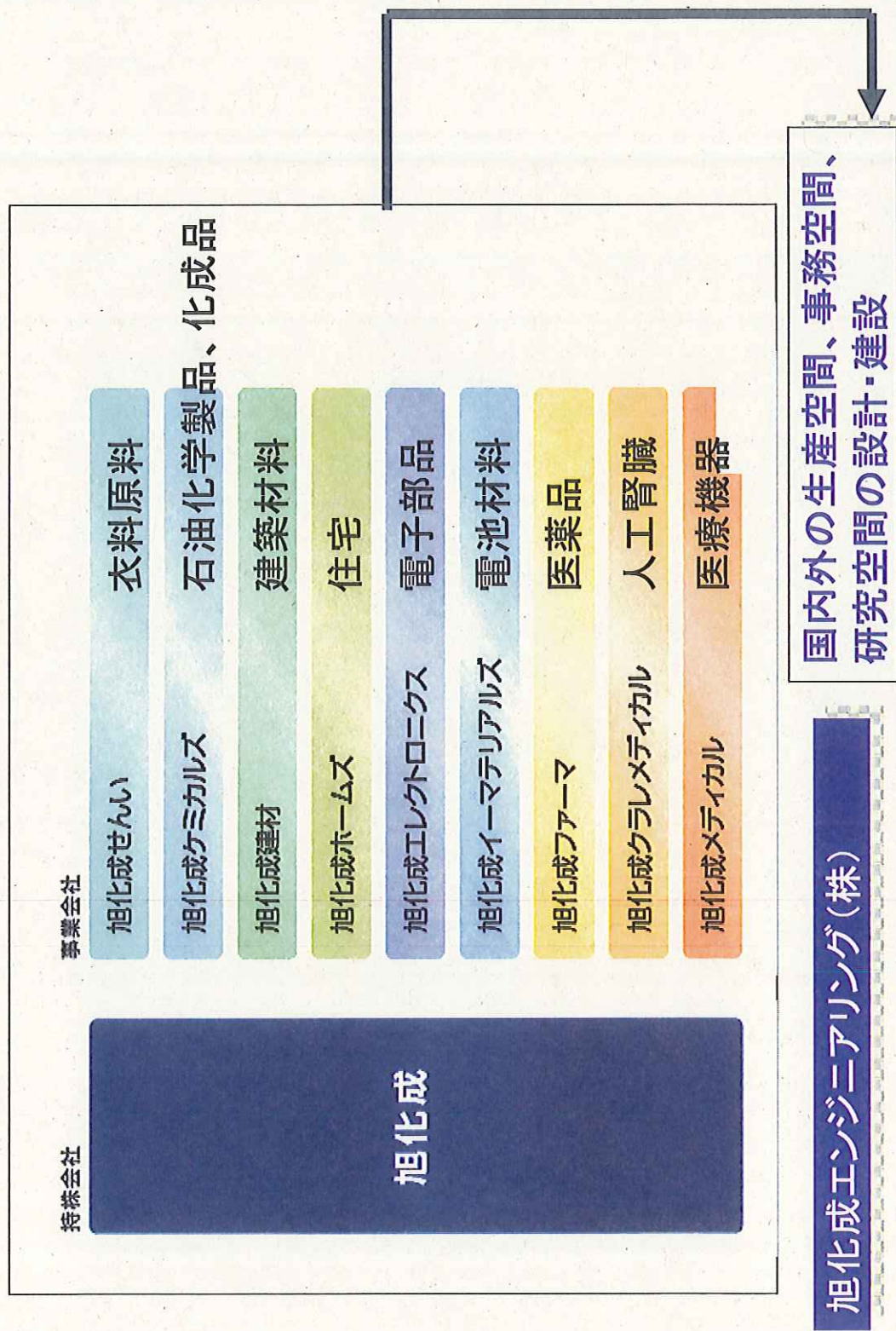
第 4 回建築基準法の見直しに関する検討会
(平成 22 年 4 月 26 日)

「建築基準法等見直し検討会」の意見

旭化成エンジニアリング(株)
山本 利徳

1. はじめに
2. 構造計算適合性判定制度の対象範囲について
3. 建築確認審査に係る法定期間について
4. 厳罰化について
5. その他の意見

1. はじめに（旭化成の建築空間の紹介）



2. 「構造計算適合性判定制度」の対象範囲について

2-1. 平成18年6月改正の影響

- 構造計算適合性判定対象建築物
 - 木造 ; 高さ13m又は軒高さ9mを超える。
 - 鉄骨造; 階数4階以上建築物
 - 鉄筋コンクリート造; 20mを超える建築物等

比較的規模の大きい建築物

※ その他; 規模の小さい建築物でもH19年国交告593号で適合性判定対象となっている。



メーカーの負担が大きくなった。

2-2. 「構造適合性判定制度」に対する意見

意見1; 適合判定性制度は規模の大きい建築物に限定する。→RC20m超え、S造4階以上etc。

※低層階、規模の小さい建築物は、建築主事確認審査期間に委ねる。 ※添付資料1

意見2; 建築主と占有者が同一の工場建築物については、構造一級建築士が設計した場合において、建築主の同意を得て適合性判定の免除申請ができる。

3. 建築確認審査に係る法定期間について

3-1. 法定期間改正の影響

- 適合性判定を受ける場合
確認審査後に適合性判定を受けている
⇒ 審査期間が21日から最長70日間に延長された
- 適合性判定受けない場合
⇒ 法第6条1項1号～3号 21日から35日間に延長された
⇒ " 4号 7日間

医療系、電子系生産空間の使用開始に特に時間(2ヶ月)を要し、
研究開発、商品の上市などの国際競争力への影響が生じている

3-2. 法定期間についての意見

- 適合性判定を受ける場合
確認審査と適合性判定の並行審査を行い最長35日間
- 適合性判定受けない場合
⇒ 法第6条1項1号～3号 35日間→21日間
⇒ " 4号 7日間→変更なし

早期認可のしくみ作りを希望する
①組織、運用マニュアルの整備
②認定プログラムの廃止

4. 厳罰化について

4-1. 改正の影響の認識

- 平成18年改正で罰則が大幅に厳しくなっていると考える。
- 建築主から占有者までが罰則対象であることを周知されていない。

4-2. 厳罰化についての意見

- 十分に厳しい罰則であると考えている。
- 罰則内容の強化を罰則対象者に周知させることを希望する。
→ 建築主から占有者まで

5. その他の意見

5-1. 工場建築物の防火区画面積の緩和

5-1-1. 意見

- ・ 工場の大型化が進んでいる。
建物周囲が道路に面し消火活動が容易に出来て、かつスプリンクラー等の
消防設備を有する場合において、4500m²迄に法的緩和を希望します。

5-1-2. 意見理由

- ・ 防火区画面積を広げる事により、1フロアでの自動化ラインの大型化が図れ、
国際競争力の向上ができる。

(参考)

工場建築物は、建築基準法以外の高圧ガス保安法、消防法等の関連法規
の規制を受ける。

5. その他の意見

5-2. 既存不適格建築物の増築時の判断基準である1/2規定の緩和

5-2-1. 意見

- ・既存不適格建築物を増築する場合、エキスパンションジョイント等で構造上分離された場合は、1/2規程を緩和し、既存部分は別紙フローで検証する。増築部分は現行仕様規程を満足させる。

※添付資料2

5-2-2. 意見理由

- ・既存不適格建築物で、エキスパンションジョイントで分離されていれば、構造上分離できていると考える。
- ・既存ストック建築物の有効活用が図れ、国際競争力の向上につながり雇用確保ができると考える。

5-2-3. 対応策の考え方

- ・既存部は耐震診断基準に基づいて見直しを行う。
- ・防災に関しては、既存及び増築部の一棟規制と考える。

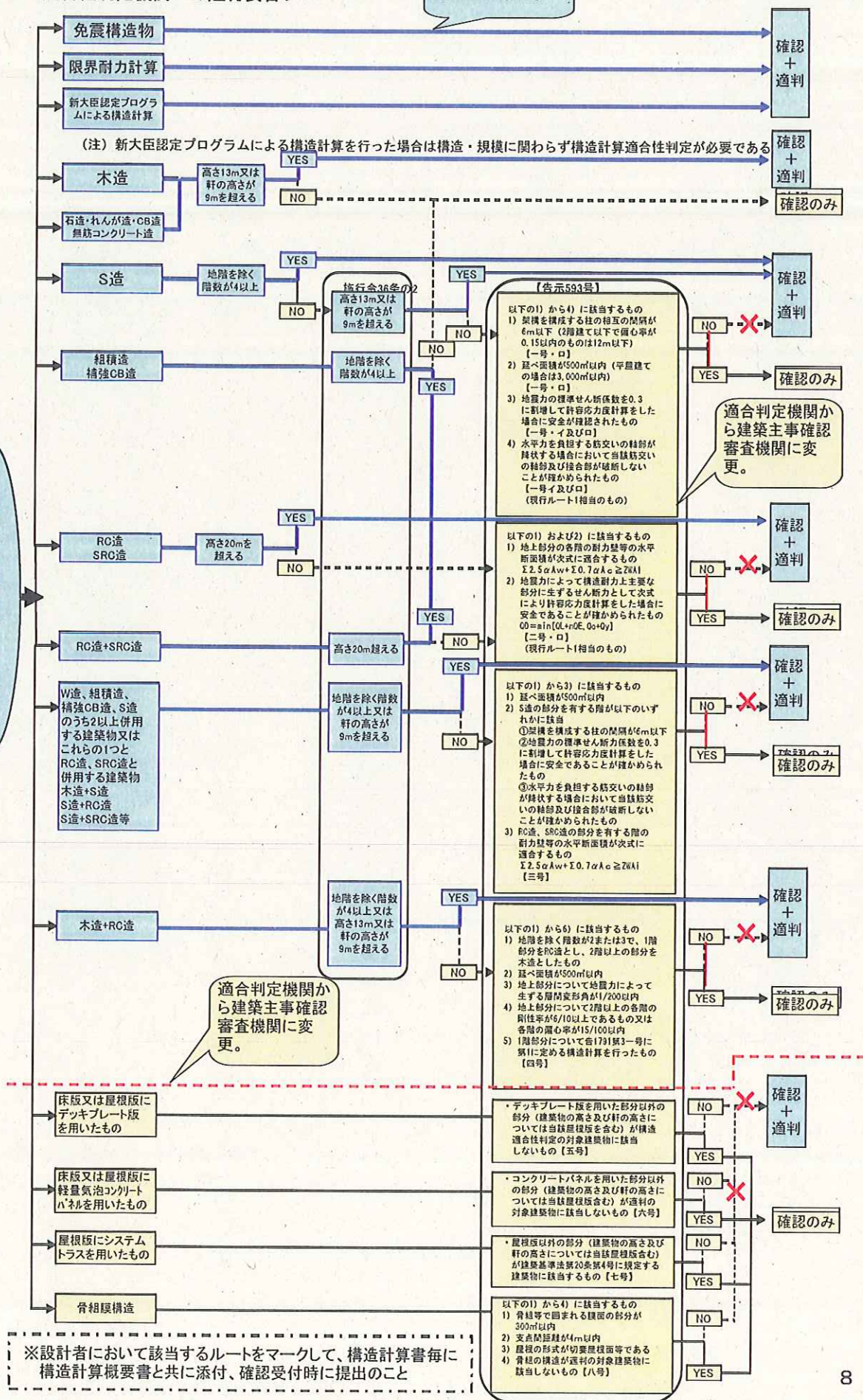
添付資料1 適合判定見直しフロー

(確認受付用)

適合性判定機関への送付要否フロー

審査期間は並行審査で35日以内。

暫定版Ver. 1



添付資料2

既存建築物取扱いについて

既存不適格建築物に対する制限の緩和（構造規定①）
（増築面積が既存面積の1/2が基準となっている）

$$B \geq 1/2 \times A$$

増改築部分床面積：B

既存部分床面積A

▲ジョイント

① 建築物全体を現行基準に適合させること。

		(既存部分)	(増改築部分)	(建築設備等)
②-a	選択	耐久性等関係規程に適合し、耐力壁をつりあいよく配置するなど構造耐力上安全であることを確かめること。		○
②-b	選択	耐久性等関係規程に適合し、構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。		○
②-c	選択	基礎を補強し、その他の部分を現行の仕様規定に適合させること。	現行の仕様規程に適合させること。	

		(既存部分)	(増改築部分)	(建築設備等)
③-a	選択	耐久性等関係規程に適合し、耐力壁をつりあいよく配置するなど安全性を確認すること。	現行の仕様規定に適合させること。	○
③-b	選択	耐久性等関係規程に適合し、耐震診断基準に適合及び地震以外に対する安全性を確認すること。	現行の仕様規定に適合させること。	○
③-c	選択	耐久性等関係規定に適合し、構造計算によって構造耐力上安全であることを確かめること。	構造計算によって構造耐力上	○
③-d	選択	耐久性等関係規程に適合し、耐震診断基準に適合及び地震以外に対する安全性を確認すること。	構造計算によって構造耐力上安全であることをたしかめること。	○
③-e	選択	基礎を補強し、その他の部分を現行の仕様規定に適合させること。	現行の仕様規定に適合させること。	

④ 既存部分の危険性が増大しないこと。

$$B \leq 1/20 \times A, \text{ かつ、} \leq 50\text{m}^2$$